

令和3年白老町議会議会運営委員会会議録

令和3年11月15日（月曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前 10時54分

○会議に付した事件

1. 令和3年白老町議会定例会11月会議について
 2. 全員協議会の開催について
 3. 第5次議会改革の検討について
 4. その他
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	森哲也君	委員	前田博之君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。

（午前 9時58分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1、令和3年白老町議会定例会11月会議について。2、全員協議会の開催について。3、第5次議会改革の検討について。4、その他であります。

それでは、早速、1の令和3年白老町議会定例会11月会議について、本間事務局長より説明いたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） おはようございます。定例会11月会議の日程でございますが、令和3年11月30日、1日間といたします。今のところ町側の議案のところですが、あくまで予定でございます。町側の関係で12件となっております。条例改正が人事院勧告による改正がございます。関連で3件、それから補正予算が一般会計含め、人事院勧告からも補正がかかるところで議会費を含む7件と、それから人事案件、教育長の選任同意になりますが1件、それから訴訟案件ということで自治法の96条の和解と、それから同上13損害賠償の額の確定ということで1件を予定しております。なお、条例改正につきましては、先週11月12日の総務省の自治行政局からの通知でございますが、第2回の給与関係閣僚会議が開催された中で国政全般の観点、特に現在の検討を進めている経済対策等の政府全般の取り組みの関係を見極めるべく引き続き検討をということで、人事院勧告の進め方について引き続き検討をというような地公法59条、それから地方自治法の24条の5、いわゆる技術的な助言という位置づけで通知が出されております。具体的に申し上げますと、国家公務員制度、大臣の発言によりますと、人事院勧告を実施するのは基本だと。少なからずその中で国家公務員のボーナス引き下げはコロナから回復途上にある我が国経済にマイナスの影響を与えるのではないかとということで、本年度の引き下げ相当分を来年6月のボーナスから減額することで調整を行うことも含め、引き続き検討を進めてはどうかという考えだというような発言が出てございます。同様に官房長官の記者会見、それから総務大臣の記者会見等々、それから自治労北海道本部の通知等にも同様な内容の発信が現在されております。その中で、今回の人事院勧告の引き下げの分の取り扱いにつきましては、人勧準拠というベースではあるのですが、最終的には地方自治体が制度設計を行うという判断になりますので、今町側のほうで近隣自治体含めて検討している最中ということでございます。したがって、11月30日当日、議会運営委員会の中で最終的にこれか上がるか、下げられるかという状況になりますので、今のところは上がらない公算が強いという状況ではあるのですが、念のため本日はあくまで予定ということにさせていただいておりますので、ご承知おきいただければと思います。説明は以上です。

○委員長（小西秀延君） それでは、まず（1）定例会11月会議の日程について、ご意見、ご質問ございます方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、（２）提出議案の予定ということでございます。今、本間事務局長より説明がありましたとおり、これは国の動向によって議案として上がるかどうかということが現段階では見通せないということで、今日は当日の説明となりますと長くなりますので、こういうのが上がる可能性がありますということで皆さんにご説明をさせていただきました。当日、国がまだそこまで進んでいないということになれば、これは議案にならないということでございますので、そのように意識していただいてご意見、ご質問のあります方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、この議案は国の動向によって当日挙がることもあるということでご認識をいただいております。

前田委員。

○委員（前田博之君） 人事案件についてです。これははっきり教育長となって、三役ですので、今日 15 日ですね、これは 30 日に出るということは、これは教育長で三役ですから事前に再任になるのか、新任になるか、あるいは固有名詞が出ているのか、うちの会派では丸っきり話はありませんけれども、事前にそういう打診というのですか、あるはずなのですが、この辺どうなっているのか。いつもは議長に内々に話があって、そのあと会派代表とか、会派にこれよろしいですかと、普通の委員と違って三役は慣例では事前にもう内諾を得るための根回しがあるはずなのです。今聞いたら議長も聞いてないというけれども、その辺どうなっているのか、いつかくるのか。

それとも当日賛否だけでいいのですか。本間事務局長聞いていませんか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 聞いていません。

○委員長（小西秀延君） 正式に言いますと、これは人事なので、内々にどうなっているということではないのでしょうかけれども、人事案件については当日というのが通例という議会の形を白老町はとっておりますから、その内々にきているか、きていないかというのは私も分からないということでもあります。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今、委員長が言ったのは、あくまで前提でそれは理解しています。ただ、これまでの間ではやはり人物評価とかあって、大体同意を得た中で当日賛否になるということですから、ほかの委員と違いますから。だからもう 2 週間前だからどうですかと。議長のほうに内々でも話があったのかと思って、これは大事な話ですから。事前にあると分からないと、当日人事案件だからとががやるわけにはいけません。その辺、本間事務局長、話があったということを議長を通して、議長が聞くか。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 一切ありません。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほか、（２）提出議案の予定について何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ないようであれば、先ほどのとおり進めさせていただきたいと思います。

２、全員協議会の開催について。（１）から説明をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 町側からの要請、資料1になります。まず、特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）についてということで、町側より全員協議会の要請があります。

日程ですが、令和3年11月26日10時からという日程で要請がきております。内容的には12月会議に、民営化に向けたということがございますけれども、12月に指定管理者制度の議会の議決案件もございまして、その前にということが町側のほうから要請が挙がっている状況でございますので、お諮り願いたいと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） これについてご質問等がございます方はいらっしゃいますでしょうか。

内容はまた別にしてです。こういう形で受けさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのようにさせていただきます。

もう1点、（２）、こちらも説明をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） （２）のほうが、立地適正化計画の策定方針（案）についてということで、政策推進課のほうから要請が上がっております。こちらにつきましては、制度概要及び策定の考え方ということで、現在、先般都市計画マスタープランのほうの説明があったと思いますが、完成版である立地適正化計画の策定の考え方を説明したいという意向でございます。日程につきましては、令和3年11月30日ということで、定例会11月会議終了後の日程で行うという内容でございます。

○委員長（小西秀延君） これについても全員協議会の開催のお願いですが、このことについてご質問のあります方はいらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 本間事務局長受付をしたときどういう形で受理をして、議長に説明しているか分かりませんが、やることはいいのだけれども、これは今本間事務局長も言ったように、前回都市計画マスタープランの素案の説明をもうしています。これは多分、これらの高度版なのになぜそのとき同時に策定の考え方があってしかるべきなのに、ある程度素案を説明してから追加というか、なるのかと。高度版ですよね。本来は先にやってなければいけないはずなのです。これは

法律的に昨日、今日施行されているものではないから。後先違うのですが、その辺の出す、この考え方を、内容的なことは説明があるからいいけれども、これを出したときのきっかけが、やはり議会としてきちんとこういうものを時系列で手順を踏んだ中で、こういう全員協議会なり、事業内容があるということがあるべきなのに、何か後付けみたいな形で政策の組み立て方がおかしいと思うのですが、その辺この議会に全員協議会を開きたいと言ってきたときにどういう姿勢で出すということはどう確認していますか。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 先般、両副町長と、それから富川政策推進課長と議長にこの都市計画マスタープランの説明がありました。まとめて言うと、この策定プランは1回やっているのだけれども、再度出すのはよくよく調べたら、今町立病院建てますね。今、書類がないからはっきり言えませんが、そういうものの国の補助金が都市計画マスタープランの再度のやることによって補助金がもらえるのだと。それで、今前田委員の言ったように、都市計画マスタープランの説明は終わっているのですが、再度そのことについてもう一度議会にお願いと都市計画マスタープランの見直しをもう1回させてくださいという申し出がありましたので、補助金がもらえることなら、プラスになるのならいいだろうということで私はご返事をいたしました。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 大卒の今、松田議長がお話した内容のとおりでして、前田委員のご指摘のとおり、今、都市計画マスタープランの計画の進め方を含めて関連つけた中で本来でいけば説明をするということではあるのですが、松田議長が言われたとおり、検討していた中で病院の財源を確保することを踏まえすと、今後の病院改築も含めると進め方をどうしても整合を図ることが必要になったということでの今回の説明に至っているということで、繰り返しですけれども、これは本当に前段分かっていたら前回で説明していたと思うのですが、なかなかそこは精査が時間がかかったということですので、その辺は全員協議会のほうでも町側の説明をきちんとしていただけるように事務局からもお話はさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） それでは、この件に関しまして全員協議会をお受けさせていただくということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、このように進めさせていただきます。

次に、3、第5次議会改革の検討について、本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 前回から、タブレット端末のほうの運用面で、実際本体のほうも納品にはなったところなのですが、町側の情報担当のほうも、言い訳になりますが、選挙あたり、定例表彰あたりということもあって実働が伴っていないという現状は大変申し訳ありませんがご容赦いただきたいと思います。その中で、今後間違いなく取り進めなければならない取り決め事、そういったところを並行して進める上で、本日はこれを決めるというよりは参考配布としてご配布した中で、次回以降いろいろご議論を重ねる中で成案化に向けていきたいという内容で、1番の議

会情報端末取扱要綱というものを考えていきたいというところがございます。具体的な内容は資料3になります。資料3をお開き願います。まず、要綱の概要でございますが、(1)目的ということで、機器の管理責任の所在、運用の範囲及び適正利用等の整備を行うという内容で目的を掲げた中で、(2)要綱の内容ということで、①定義、大きくは情報端末というものはどういうものかということと、これから進める会議・文書共有システム、いろいろメールだとか、カレンダーとか、そういったものを使っていく上での定義を位置づけております。それから②の使用の範囲ということで、情報端末及び会議システムを使用できる会議ということで、秘密会を除いた中で、一応は今会議体としてあげられるものを本会議以下載せております。それから情報端末を使用した連絡及び情報伝達事項ということで会議等の招集通知であったり、連絡文書等の送受信、議案・提出議案添付資料、そういったもの、これはあくまで載せておりますがこれを要綱をつくったからといって紙をやめるということではございませんので、そこだけは誤解をしないでいただきたいと思います。あくまでこの端末を使用する中で今後やれるといたしますか、つくり込みできていく内容を網羅しているというところの位置づけでございます。それから③です。情報端末の使用・貸与等ということで、情報端末を使用することができる者は、白老町議会議員、事務局職員、その他議長が許可した者とし、無償で貸与すると。それからただし書きなのですが、使用する議員は、貸与する情報端末の通信に係る経費を負担するものとする。ここなのですが、いわゆるご自宅等でもほとんどの方がWi-Fi等のインターネット環境はあろうかというところも含めまして、なかなか最終的な収集ができていないところで、これはまた今後も協議なのですが、この時点で要綱の括りとしては通信費は個人負担ということを一応位置づけております。これはいろいろご意見いただきたいというところがございます。それから④につきましては、情報端末の管理、パスワード等です。それから⑤は貸与端末に関する禁止事項、これは変更したり、削除したりするのはだめですということと、それから⑥が会議・文書共有システムの利用者の位置づけ、それから⑦は各会議中における禁止事項、裏面になりますが、アラーム音など会議の運営に支障が出ないようにするとか、審議及び審査中の情報を外部に勝手に発信することはだめと。それから電子メールの送受信、SNS、掲示板等、例えば本会議中、または委員会中に委員会のこういうやり取りの中でそのときにSNSに投稿するとか、そういうことを禁止するという内容です。それから議長の許可なく会議の写真や映像等の撮影、録音をすることはだめですと、そういったこと、その他議長が定めたことに違反する行為ということで、⑧については違反行為の措置、遵守事項、セキュリティ対策ということで、⑦に違反する行為の注意、貸与端末の使用の停止命令だとか、それから情報の送受信にかかる事故責任、情報の漏えいの措置等を設けると。あと、最後⑩としましては、疑義、委任ということで、何かこの要綱の中でさらに問題が生じた場合は議会運営委員会で協議をする。その他、要綱に定めるもののほか必要な事項は議長が別途定めるということを位置づけた要綱の内容になっております。それで2番に入る前に参考として今、箇条書きをしました取扱要綱は条文案として、一応参考として次のページ以降から条文を整理したものを付けております。この内容をブラッシュアップいたしまして、おそらく施行日は4月以降になろうかと思うのですが、というものを進めていければという事務局として

の考えでございます。

先に、2番、議事堂へのタブレット等の持ち込みについてということです。前回もお話をしております。(1) 会議規則(第85条)の改正案ということで、一応提案でございますけれども、現行が第85条の中で、アンダーラインしていますが、携帯電話及び録音機の類を携帯してはならないということがございます。今時点では、タブレット端末どころか、携帯電話、それからスマートフォン、そういった録音類、電子機器自体は原則持ち込みは禁止されているところでございます。それをタブレット端末を本会議含めて、今記録は事務局でやっていますが、いろいろ資料収集の中で活発な議論を進める中で持ち込むことをいいとするのであれば、改正文になりますが、並びに携帯電話及び録音機の類をとる部分を削除しまして、又はという言葉を入れて携帯してはならないということで、一応携帯電話の部分を削除して、その中で第2項としまして、議員、町長等(町長その他の説明員をいう。)ということで、及び議長が会議に出席を要請した者は、議場又は委員会室に情報端末を持ち込むことができるという部分を追加することになります。3項ですけれども、前項の規定により持ち込んだ情報端末は、別に定める情報端末取扱要綱に基づき使用できるものとするというもので、前段、先ほど説明をした議会情報端末取扱要綱を会議規則にこのような形で位置づけて、持ち込みを可能にするという整合性を図ることの取り扱いでございます。それで、今これから貸与する端末以外で個人が所有する携帯電話、スマートフォンの取り扱いをどうするかということなのですが、これが3番目になります。会議規則の第85条の携帯電話及び録音機の類を削除した場合には、議場等へ携帯してよいと解釈されますので、これは一部の地方議会のほうで同様にもう既にやられているところがあります。ただ、標準会議規則は、ここの部分はまだ携帯電話というものは残っていますが、ほかの地方議会のほうでは文言を整理されています。ただ、運用面でどういう形をしているかなかなか全て確認はできていないのですが、タブレット端末を議会として貸し出すもの以外も自由にすることになっているのか、またはこの白老町議会としてそれを許すかどうかというのは、もう少し慎重な議論をしていかなければいけないかということで、今回はそういった取り扱いを問題提起したいと思います。その中で決めていきたいというところでございます。

最後、4番目、その他ということで、誤解のないようにということでの念のためなのですが、今回の改正におきましては、あくまでオンライン会議であったり、それからインターネットの運営にという部分に関しては取り扱いを含んでおりません。オンライン会議をやるということであれば、オンライン会議の運営要綱を別途定めることとなりますので、この情報端末の要綱だけでオンライン会議ができるということにはなりませんので、そこはまだ段階を踏んでオンライン会議のほうは考えていきたいと思っておりますので、全部一緒になってしまうとなかなか収集がつかないと思うものですから、順を追って取り扱っていきたいということでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。インターネットの運営要綱につきましては、現在議会にありますので見直しは来年3月までの間にはやっていく方向ではいるのですが、そのような進め方につきましてはご理解いただきたいと思っております。長くなりましたが説明は以上でございます。

○委員長（小西秀延君） ご説明をいただきました。インターネットが配備されるという段階において、町におきます会議条例等、運用の要項を備えてやっていかないと、これは問題が発生したときに対応が困りますので、このようなものが考えられるというところを今出しております。この案でこのまま決めていくということでは全くございません。皆さんの会派内でこういうことが考えられるということでもむたたき台にしていいただければ今日はよろしいかと思っております。また、皆さんとこの内容についてはきちんと成案化していく段階でお話をしていきたいと思いますが、それを踏まえてご意見、ご質問あります方はいらっしゃいますでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 一つだけ確認だけしておきます。これから要綱案がついていきますけれども、当然、小西委員長がお話されたようにる変わっていくと思うのですが、基本的なことだけ、解釈の問題だと思うのですが、案の使用の範囲の第3条、2、情報端末を使用した連絡及び情報伝達は、次に定めた各号のとおりとするがありますけれども、一つの例とすれば、一般質問をするときに原稿つくりますね。それは、この中にタブレットに打ったものを見てやれるのか。もう一つは、全員協議会があったときに、ある程度事前に勉強をして質問や資料をつくりますね。そういう資料などはこの中に当然いろいろつくるから入力しますね。入れたものを当日そのまま持ってきて、タブレットを出して質問ができるのか。その辺だけ、ここから見れば、資料云々といっているから、解釈して膨らむと思うのですが、その辺の考え方だけ聞いておかないと、会派で議論をしても前に進まないで、だから一番大事なことは、前は本会議には持っていけないような話をしていたのだけれども今度は入れるようになったから具体的に。それともう1点は、今小西委員長が言ったように、こちらから会議中に相手に送ったらだめだとありますね。逆に自分が端末を持っていて、本会議でインターネットで放映していますね。それを聞いていて、仮にかなり親しい人が聞いていて、勉強しておかしいと打ってきて、その画面に何か連絡が入ってきて、町との質問をこういうことをしたほうがいいのではないかとこの部分が出てくることもあり得るのです。だからそういう部分まで入り込むのか、ここで資料といっているのは議会や町がこういう議会運営委員会か何かでこういう資料を打ち込みますと、これを使ってくださいと、そうなるのか。その辺のせめぎ合いとか、ものを整理しておかないと議論が違ってくるのです。だからそこだけつくった側のことを言っているわけではないですが、実際にいろいろ使おうとすればできるのです。だからその辺が合理的になればいいということであればどうなのかと、そこだけつくったときの考え方だけ、いろいろなことの説明はいいですから、ないとか、あるとかだけでいいです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） こちら端的に申し上げますと、会議条例、会議規則で決まっている資料の出し方、これは当然議長の許可ですので、まずそこは前提なのです。だから、例えば追加の資料がありますということが紙ベースであろうが、情報端末機器内であろうが、これはあくまで追加資料の提出とかというのは議長の許可が必要だということがまず前提にあります。それですので、この電子媒体で本会議ないし、委員会で活用する手法のためにこの要綱は定めるということなので

す。あくまで取り扱いは従前たる会議規則の中で行っているものなので、それは紙か電子媒体かというところです。ただ、電子媒体は今何も取り扱い要綱がないので、こういうふうに定めますということなので、基本的には資料だとか、議案というものは従前のこの運営基準であったり、会議規則であったりというものと変わっていないだけなのです。そこをうまく説明できたかどうかあれなのですが、基本的にはそこだけなのです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 具体的に町の条例とか、規則がありますね。仮に議論をしていて、町側が第何条というのは分からないときがあります。町側はその場で分からないから暫時休憩をして開いて説明をする。議員側はもしその端末が使えるのなら何々条例の第何条を開いておけばいいのです。

質問をする人もいるのだから。今、答弁したけれども、第何条違うのではないかと。こういう規則とか、条例というのはもうインターネットで出てくるのだから、それは議場なり、委員会で使えるということですか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） そういう部分では円滑に議論が進むと思います。手持ちで持っていない、ただ、データベースとして条例などは、これは端末の中にため込めますから、町側も議員側もその端末の中から出せます。前段、私が言ったのは、それを資料として出す場合は議長の許可が必要です。追加資料として出すときに。みんなが見るために資料を配布するということは議長の許可が必要です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） そうしたら暫時休憩をして、タブレットで何々条例を出していいですかと、それで議長がいいと言ったら打って議員が議場で見られるということですか。そのときも許可を得るということですね。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 配布するか、確認をするかということでもまた違ってくると思うのですが、あくまで今、前田委員が言う部分は、例えば地方自治法の第何条にこういうものがあるけれども認識しているかというところで、これを配るというわけではなくて認識しているかというときに、手持ちに資料がないから今は答えられませんというのがよくあるパターンですけれども、その場合は町側が端末を持ってたたけばこの条項だと、例えば地方自治法の96条がこうだということがありますから、それに対して今の関連で答えることができるということで、それを特段資料で配布するわけではないですから、そういう部分ではリアルタイムで端末の中で押さえている部分は、お互いそこをきちんと認識とか、位置づけが確認できて議論が活発にできるということはメリットとしてあります。ただ、何回も言いますがけれども、これは全て電子媒体に置き換えるというわけではなくて、これをつくらなければ議場にも持ち込めませんので、あくまで旧態以前のように資料を配りつつ、端末も併用しながら徐々に段階を講じていくということですので、全部資料をなくするわけではないので、ただやっていくためにはこの要綱をつくらなければいけないということになります。

もう一つ質問があったと思うのですが、メールのやり取りですが、これは先ほど禁止事項に書いていますけれども、条文でいけば、第9条の(3)電子メールの送信、それからSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)ということで書いていますが、これは投稿を行うことは禁止事項になっています。ですから、前田委員が一般質問をやっているときに、どなたかがこの部分、もう少し質問してくださいとかということでメールを受けて、はい分かりましたという送信などをしてしまった場合、それが分かったときは議長から注意がきます。だからそれはだめですということで決めています。そこはそうなりますと、あとはモラル範疇の話になりますので、あくまでメールの送受信はだめです。ただ、それを許すかどうかというのは、これはあくまで要綱の中で今だめと一応今はたたき台として挙げていますけれども、そのぐらいやろうということがあるのであれば、それは意見として、皆さんのご意見としてどうするかということになると思います。

○委員長(小西秀延君) 松田議長。

○議長(松田謙吾君) 議長の判断というのは何度も出ました。議長が分からないで判断できないわけです。全部分かるわけでもないです。議長の判断というのは、私は議員やっていてなかなか難しいのです。私は議長の判断で一般質問をできないことが2回ありました。それは面倒くさいし、私の質問が好きではないからです。今、単純な話を言っているのですが。当時の議長は私の質問がきたら行政にも問題があって、私の質問が嫌だからこれはだめだとやっているのです。正しいとか、正しくないではなく。だから、今議長の判断、議長の判断と言ったので言うのだけれども、これはあなたがだめだから、こちらいいとかということになるのです。だから、そういうことではだめなのです。きちんとこれに決めておいて、議長の判断ではなく、このきちんと決めたものでやらないと、議長の判断でやるとか何とかというのはだめです。それはいろいろなことで左右されます。私は左右されたことが2回あります。一般質問ができなかったこと。それから1年後にまたやりましたけれども。だから議長の判断というのではなく、きちんと規約に決めてやらなければだめです。

○委員長(小西秀延君) 今、説明したことは、今は録音機器も携帯も持って入るのは禁止ですから。たまに間違えて持って入ったりする方もいらっしゃるの、これは事実ですが、そこも言ってみれば議長の判断なのです。分かったらだめですと言えるけれども、分からなかったら言えません。そういうことで、一応これまでどおり会議を録音するとか、会議中にSNSを使って情報を見たりとか、メールをもらってあの文章を送ってくださいと友達や職員にメールを打って文章を送ってもらうとか、そういうこともだめですと、今ここには書いてあります。それを基本にして話し合ってくださいと。そういうことをやってもいい、自由に映画を見てでもいいしという話にはこれはなっていないと思うので、一応こういう形で書いていますので、そこからたたき台にして会派で話をいただければよろしいかと思っています。

前田委員。

○委員(前田博之君) 今、小西委員長から話があって、私は消極的ではなくて、それがいい意味で議長も先ほど話をしたように、いい意味で機器を利用して質問の内容が充実して町民に応えられるものになるのならいいと思って、今具体的に、いいとか悪いは別にしてどうかという使い方を言

っただけです。

○委員長（小西秀延君） 共有で持っている地方自治法の条文とか、会議規則の条文とか、そういうものは入っているものに関しては確認のために見ることは、これはやぶさかではないというようなことが書かれていますので、会派内でそういうところで、漏れも新しいことですので出てくるでしょうし、こういうふうにやっていったほうが使いやすいというご意見も出てくるかとも思いますので、これは本当のたたき台ですので、皆さんの理解を高める上で会派内で使っていただければと思います。今日は用意していませんが、後日でも各委員にお配りします。それで会派の中で認識を高めていただければと思います。ほかにこの件で質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、4番、その他に入ります。（1）からお願いします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） その他のほう順を追って説明いたします。（1）なのですが、定例会11月会議提出議案についてということで、資料4になります。こちらにつきましては、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と、②条例改正に伴う議会費の補正予算についてということなのですが、冒頭国のほうの人事院勧告の取り扱いが現在まだ継続、検討中ということですので、改めてその取り扱いと同様な流れになろうかと思えます。参考までに現行の人事院勧告でいきますと、年間4.45か月から、改正が0.15月分の引き下げで、年間4.3か月になるというところで、改正になった場合の影響数値となります。影響額としまして、3の議会費に記載しておりますが、差額として53万1,657円が減額ということになりまして、12月手当のほうで調整を行うということになるかならないかということです。一応、2枚目のほうが議員期末手当支給調書ということで、各議長以下記載のとおりのおりの内訳となっております。説明は以上です。

○委員長（小西秀延君） これも国の流れ次第ということで、ご理解だけしておいてくださいということでございます。本会議で国がそういう方針で出れば議案として上がってくるというものでございます。この件についてご質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、（2）要望書の配布について、お願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） （2）要望書の配布なのですが、2件ではなく3件です。訂正させていただきます。先般、商業振興に関する要望書、それから公共事業に関する要望書、それから基地対策関係施設の充実の強化に関する要望書、提出者は記載のとおりでございますが、要望書のほうを受理しております。こちらのほう速やかにということで本日配布させていただきまして、最終的には12月会議のほうの取り扱いの中で含めて、本会議のほうにも向けて協議を進めていただきますので、まずは先に要望書を受けてございますので、本日参考配布させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） この要望書が商工会と建設協会から出ているのですが、この要望書はほと

んど継続になっているのです。前年度、継続です。前年も出しているということです。前年も出したけれども、それにこの商工会にも建設協会にも回答も何も一つもないと。何のために私は出しているのだろうというのが、この間要望のあとに出た協会長、商工会長のお話でした。ですから、言うなれば私はこの継続ということは、去年と同じ要望をずっと出してどうするのですかと私は言ったのです。去年も出ているわけです。ということは、結果的にはそれに議会も行政も一つも答えてくれないのだと。そこで私ももちろんそうなのですが、今度はやはり先般町長にも強く言って、町長のほうも今度はこの要望に対してきちんとしたご返答もするし、事業の促進も図っていくという答えを出したそうなのですが、議会もただいただいているだけでなく、やはり所管事務調査なり何なり、重要な何点かを所管で取り上げたりして、そして議会は議会としての答えも何点か出すべきだと思うのですが、私はそうすべきだと思うのですがどうですか。とにかく、これを見るとおり全部継続なのです。一つも答えがこないそうなのです。議会ももちろん出していません。ですから、議会は議会なりに受けた以上は回答しなければいけない。ですから、重点的なところは所管事務調査で所管の委員会等が何点かとり上げて返答すべきだと思うのですがどうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今、議長お話したとおりだし、私も副議長をやったときに議長と同席をして要望を受けています。だけど、要望がどうこうと言うのではなくて、見たとおり要望事項がすごく多いのです。そうすると商工会として町側にげたを預けるのもいいのだけれども、優先順位というのはまず何をしなければいけないかということの整理がないと、今議長が言った部分の取っ掛かりにも入っていけないのかと。これは全部上辺でやるという意味ではないです。そういうことを仮に5も、あえて言わせてもらいますが、駅北観光商業施設整備読みました。大事なことです。

では今、前回町が地元の活性化のために3店舗つくりました。では、なぜこれと一緒に合わせてその地域の中にこういう修学旅行者が来たり、食堂的なものはやって、その中に3店舗を入れて、トータルな相乗効果を出すということが本来商工会でやって、この前の会議の中身をもし見ていたらそういう案も浮かぶはずなのです。だから今、議決はしたけれども、まだ3月まであるのだから、そういうふうにして、はっきり言うと前にどこかが建てた部分が防衛省だったらウタリ振興のために防衛省にも言って交付金をバックしなくても政治的に判断したら使えることができると思うのです。

そういう中に一体としてつくる。これはやはり商工会の部分でこうしてほしいとか、もっと具体的な部分があっても私はしかりだと思うのです。ですから、その辺はやはり商工会ももう少し担当課と整理をした中で実現性のあるものに絞っていけば、今議長が言ったように議会ももう少し踏み込めるのかと思うのです。悪いけれども毎回、大体同じぐらいのがきているのです。そういう方法も必要かと思うのです。議長はそういうことを商工会に指示したと思うのです。だからもう少し、一つの例をとってもやはり商工会ももっと本当に親身に考えるのであれば、悪い意味ではないです。今言った5も本当に政策提言できるのです。そしてどうですかと、私はそういう形がより以上なこの駅北観光商業施設が、仮にこういう商工会が言っている施設ができた。SL前にまた施設ができ

る。

これは本当にあの辺の初期の目的が段々薄れていくのです。相乗効果があって、計画的な景観の中のゾーンとすれば、こういう施設を合体して複合施設にしたらいいかということがあると思うのです。その辺をもう少し考えて、私はだから悩んでいるのです。5で駅北観光商業施設も整備してくださいと、7のもう一つは大町商店街もやってくださいとなっているのです。その辺、今議長言った部分も町も含めて商工会も三者でもう一度整理する必要があると思います。あるいは、議長が言ったように担当所管が商工会と話し合っ、もう少し考えを詰めるというか、整理した中で、では議会として議長がいったように、これだけは研究してみますとか、町と話をしてみるということではいかないと、結果的にやはりこのまま流されると思うのですが、松田議長どうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 議会というのは、予算に何の権限もないのです。だから商工会にしても、建設協会にしても、この要望を出したの言うなれば行政に強く議会からも要請してくださいと。議会はこうすると言えないのです。だから、そういうことだと思ふのです。だから、私が今言った所管でとれるものがもし何点かあったとすれば、そうすれば所管事務で少し調査して、行政に対してこの要望に沿ってやるべきだと、こういう提言をすべきではないですかと私は言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 今、松田議長、そして前田委員からこの要望についていろいろご意見をいただきました。私も少し考えるところもありまして、商工会、建設協会は毎年出てきます。内容は大体同じようなところも出てきます。これはいくらやっても出てくるのだろうというのもありますし、またプレミアム商品券などは昨年と今年で3回やりました。そういうのはやったものは消えていきます。ただ、これは永久に続くものもあるのです。また来年になったらプレミアム商品券も復活しているかもしれません。これはやはり町の担当者と議会側も、今議長もおっしゃいましたが、商工会、建設協会とも、たまに懇談のような場もつくって、お互い議論を精査していく努力は必要なのかと。必要に応じて、議長先ほどおっしゃいましたが、所管事務調査や議会のやれる体制を考えるのもこれから進む道なのかと。商工会さんもいつも、これは理事会に上げないできていたときもあったのですが、今はきちんと理事会にも説明をして、一応挙げましょうということで精査するようにはしてきておりますので、そういうコンセンサスをお互い取りながら進んでいったほうがよろしいかと思ふますので、またこの議会運営委員会の場でこういう話が出ましたということをお本間事務局長と私のほうから町にもお伝えをさせてもらって、お互いいい形に進んでいけるように、議長からのご質問もありましたので、そういう形で進めていきたいと思ふますがいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのような形でもっとお互いの距離感が近くなるように進めてまいりたいと思ふます。

次、(3) 政策研究会の視察について、本間事務局長お願いします。

○事務局長（本間 力君） 政策研究会のほうで、毎月2回ほど第2、第4で行っている中で、来

週になります。コロナ禍の中ではありますが、少しずつ進めていきたいということで、大淵座長の意向もあって、日程を11月24日から25日、2日間で東川町、三笠市のほうで行きたいということで今進めております。内容的には現在、中心は地域おこし協力隊の活動、取り組みということでございまして、参考までに申し上げますと、東川町が現在2020年の昨年の実績で48人、地域おこし協力隊を受け入れています。今、全国1番になっております。そういった中でいろいろな取り組みを東川町はしておりますが、そういったところを学びたいという捉えと、三笠市は皆さんご承知だと思っておりますが、三笠高校のレストランなどもやっていますが、最近の話題ですと創業90年のそば屋さんの事業継承というところで、この地域おこし協力隊の制度を使って跡継ぎをしたという、参考までに聞いていますと、もう行列が殺到して先週から50食限定ぐらいにしないと追いつかないというような悲鳴もあげているような話題になってございます。そういった先進地事例を学びたいというところで、このような日程で組ませていただきますので、一応議会運営委員会のほうにも報告をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 政策研究会の視察ということで挙がっております。本当は予算で組んでいませんでしたが、今全然視察とか議会全体で行けておりませんので、通常の予算の中で間に合うということで、今回補正も組まないでそのままの予算の中で取り行きたいということで挙げさせていただきました。これについて何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、(4)自治基本条例の検証（意見のまとめ）、本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 視察の経費につきまして、私のほうが冒頭言いませんで、一応規定内の予算の中で調整させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

前回の自治基本条例の検証ということで、会派ごとで意見等の取りまとめをさせていただいたところで、実は本日取りまとめになっておりまして、できれば先週ぐらいまでに揃った中でいけば本日提出したかったところなのですが、整わないということで次回以降に回させていただきますので、出ていない会派さんのほうにおきましては本日中になっておりますが、若干今週辺りまで延ばしても構いませんので、意見のほうの取りまとめを引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（小西秀延君） この件に関して何かございますか。時間がタイトかもしれませんし、様々な事情もあるということでございますので、少し延ばしますのでご意見をよせていただければと思います。

それでは次、(5)次回開催予定でございます。本間事務局長お願いします。

○事務局長（本間 力君） 次回の予定ですが、冒頭お話がありました定例会11月会議、11月30日の予定で当日議案ということで9時30分開催ということで予定にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 次回、開催予定よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、ほかにその他お持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上もちまして議会運営委員会を閉会いたします。

（午前10時54分）